

兵庫県立大学 メンター制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、兵庫県立大学の専任教員に、教育・研究・社会貢献やキャリア形成等におけるさまざまな疑問や悩みを相談できる体制を提供することを通して専任教員の育成を図る「メンター制度」の運用に関し、必要な事項を定める。

(メンティー)

第2条 メンティーは、原則として、本学に着任して概ね2年以内の専任教員とし、ダイバーシティ推進室長に申し出る。

2 メンティーは、以下4項目についてメンター制度を利用申請できる。

- (1) 教育・研究・社会貢献に関すること
- (2) キャリア形成に関すること
- (3) ワーク・ライフ・バランスに関すること
- (4) 大学組織・職場への適応に関すること

(メンター)

第3条 メンターは、原則として、本学に着任して3年以上の勤務経験がある専任教員とし、メンティーの教育・研究・社会貢献やキャリア形成等におけるさまざまな疑問や悩みについて相談を受け（以下「メンタリング」という。）、その解決を支援することにより、メンティーの教育・研究・社会貢献やキャリア形成等の向上の推進等を行う。

(メンターの決定)

第4条 ダイバーシティ推進室は、メンティーのメンタリング希望内容、所属分野、年齢等を考慮し、関係部局等と協議の上、メンターの候補者を選出し、選出したメンター候補者にメンター受諾の意思確認を行う。

- 2 ダイバーシティ推進室は、メンター受諾の意思を確認した後、メンティーにメンター候補者を通知し、承諾の確認をする。メンティーの承諾を確認後、ダイバーシティ推進室長は、原則1名メンターを指名する。
- 3 ダイバーシティ推進室長は、指名したメンターをメンティーに通知し、メンターを決定した上で、その情報を人事課に共有する。

(メンター期間)

第5条 メンターがメンティーを支援する期間は、原則としてメンター決定後の1年以内又は当該年度末までとする。ただし、メンター及びメンティーの同意の下、短縮・延長することができる。また、双方又は一方から中止の申出がある場合は、ダイバーシティ推進室に相談する。

(メンターの追加・変更)

第6条 ダイバーシティ推進室長は、諸事情によりメンターの追加・変更を行うことがあ

る。

(メンタリングの実施)

第7条 メンタリングは、メンティーからの要望により、メンターの業務に支障のない範囲で状況に応じて適宜行う。

- 2 メンタリングの方法（面談・電話・メール）・回数・頻度は、メンター及びメンティーが協議の上、決定する。
- 3 メンター及びメンティーは、メンタリングにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

ただし、メンターは、メンティーの承諾を得て、メンタリングの内容のうち部局内で対応しなければならない案件であると判断する場合はメンティーの所属長等に、また、全学組織で対応しなければならない案件であると判断する場合はダイバーシティ推進室に相談又は報告する。

(利用の流れ)

第8条 メンター制度利用希望者が、ダイバーシティ推進室に、利用申請書（様式1）を提出する。

- 2 第4条第3項によりメンターが決定した後、メンターがメンタリング計画書（様式2）をダイバーシティ推進室長に提出し、受理された後、メンタリングを開始する。
- 3 メンティーは、メンタリング終了後、利用実績報告書（様式3）をダイバーシティ推進室長に提出する。

(メンター支援)

第9条 ダイバーシティ推進室は、メンターが必要とする場合、適宜相談の上、メンタリングを支援する。

- 2 ダイバーシティ推進室は、メンターの要請に基づき、メンタリング能力向上のため、適宜に研修・勉強会を開催する。

(事務)

第10条 メンター制度の実施に関する事務は、ダイバーシティ推進室及び人事課が担当する。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、このメンター制度の実施に関し必要な事項は、ダイバーシティ推進室長が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。